

○加古川市立少年自然の家野外教育指導員設置要綱

令和7年3月10日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立少年自然の家の野外教育指導員（以下「指導員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 加古川市立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）に指導員を置く。

(委嘱)

第3条 指導員は、野外教育活動に関して、豊かな経験と専門的知識を有し、野外教育活動の推進に熱意をもって活動できる者を、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 指導員の定数は、35人以内とする。

(任期)

第5条 指導員の任期は、1年以内とする。

2 指導員の再任は、妨げない。

(職務)

第6条 指導員は、少年自然の家の主催する事業及び社会教育団体の野外教育活動に関し、適切な指導に当たるものとする。

(服務)

第7条 指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 指導員は、その職務を遂行するにあたっては、法令、条例等に従わなければならない。

3 指導員は、その職の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第8条 指導員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術修得に努めなければならない。

(委嘱の解除)

第9条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指導員の委嘱を解除することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務を怠り、又は第7条に規定する服務に違反したとき。

(3) 指導員としてふさわしくない行為のあったとき。

(報償金)

第10条 指導員には、報償金を支給する。

2 報償金の額は、日額 15,730 円とする。ただし、指導員として従事した時間が 13 時間に満たない場合における指導員の報償金の額は、指導員の報償金の額を 13 で除して得た額に、当該指導員として従事した時間を乗じて得た額とする。

3 前項ただし書の場合において、当該指導員として従事した時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分未満のときは、これを切り捨て、30 分以上の端数のときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第 11 条 指導員が研修のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として、加古川市職員等旅費条例（昭和 63 年条例第 25 号）別表第 1 中 2 級の区分による旅費相当額を支給する。

2 指導員が加古川市立少年自然の家において従事したときは、その途上の移動について費用弁償として、別途定める基準により支給する。

(職務の記録及び報告)

第 12 条 指導員は、職務記録を明らかにするとともに、当該職務記録を少年自然の家所長に提出するものとする。

(補足)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。